

平成30年度島根県獣医師職員養成修学資金貸与事業募集要項 (高校生枠)

島根県農林水産部畜産課

1 目的

将来、島根県の農林水産部獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の家畜衛生業務に従事することを旨とする高校生等を対象に「島根県獣医師職員養成修学資金」を貸与し、島根県の獣医師職員を養成することを目的とします。

2 進学の対象となる大学（私立獣医系大学）

麻布大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、酪農学園大学（五十音順）

3 修学資金貸与までの流れ

- (1) 県が修学資金貸与を希望する高校生を募集
- (2) 県が選考試験（以下「県選考試験」という）を実施。
- (3) 県選考試験合格者は、入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する選抜入学試験等（以下「大学選抜入試」という。）を受験する。
- (4) 大学選抜入試の合格者は、家畜衛生対策推進協議会（事務局：中央畜産会）と契約した上で、家畜衛生対策推進協議会から修学資金の貸与を受ける。

4 修学資金の額

- (1) 高校3年次：175万円（大学入学時に納付する入学金・前期分の費用、上限）
- (2) 獣医学生時：18万円／月（大学1～6学年の6年間）

5. 修学資金の返還免除

次の要件に該当した場合、修学資金の返済が全額免除されます。

- (1) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること
- (2) 島根県獣医師採用試験に合格し、獣医師免許取得後1年以内に島根県農林水産部獣医師職員となること。
- (3) (1) および(2)の要件を満たした上で、次の①又は②に該当したとき。
 - ①島根県農林水産部獣医師として、修学資金の貸与を受けた期間の3分の5倍に相当する期間を勤務したとき（6年間貸与を受けた場合は10年間の勤務）。
 - ②公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

6. 修学資金の募集

- (1) 募集人数
1名
- (2) 募集期間

平成30年 7月 17日（火）～ 平成30年 9月14日（金）

(3) 対象者

次の①～④の要件をすべて満たす高校生。

- ①県内の高等学校を平成31年3月に卒業見込みの者
(酪農学園大学を希望する場合、平成30年3月に卒業した者も対象)
- ②全体の評定平均値が4.0以上で、かつ、別表の「各大学における入学の出願資格等について」に記載されている希望大学の出願資格を満たし、希望大学の一般入試において合格する程度の学力を有する者
- ③県選考試験に合格した場合は、必ず大学選抜入試を受験し、合格した場合必ず入学する者
- ④大学卒業後、島根県の農林水産部獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の家畜衛生業務に従事すること。

(4) 応募手続き

募集期間内に、次の書類を「島根県農林水産部 畜産課 家畜衛生グループ」あてに、郵送又は持参により提出してください。

- ①島根県獣医師職員養成修学資金貸与志願書(様式第1号)
- ②自己推薦書(様式第2号:志願者本人が自筆したもの)
- ③調査書(学業成績を証明する書類(高等学校が作成し、厳封したもの))
調査書の中に当該高校の履修(予定含む)科目一覧も添付すること
- ④学校長の推薦書
- ⑤志願書に添付したものと同一写真2枚(縦3.5×横3cm)

【郵送先】

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県 農林水産部 畜産課 家畜衛生グループ

【注意事項】

- ・ 郵送する場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成修学資金貸与志願書」と明記してください。
- ・ 郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・ 持参する場合の受付期間は午前8時30分から午後5時15分までです。(土日及び休日を除きます。)
- ・ 書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接お問合せする場合があります。

7. 選考試験

(1) 試験日

平成30年10月6日(土)(時間は午前10時を予定しています。)

(2) 場所

島根県庁内(応募者に対し、別途連絡します。)

(3) 試験内容

小論文及び面接(保護者同伴面接)

【注意事項】

- ・志願者には、受験票及び県選考試験の詳細な内容等を、平成30年9月28日（金）迄に送付します。受験票が到着しない場合は、速やかに下記11の問合せ先まで連絡してください。
- ・試験の開始時刻及び場所等に関しては、改めて連絡します。
- ・志願者には、「県選考試験に合格した場合は、必ず希望する大学を受験する」旨の「誓約書」を県選考試験日に提出していただきます。なお、不合格の場合には、この誓約書はお返しします。

8. 合格発表

平成30年10月19日（金）までに県選考試験合格者に、合格を通知します。

なお、合格者に合格証を交付し、県から希望大学に、大学選抜入試対象者として推薦します。

9. 大学選抜入試

(1) 入試手続き

県選考試験合格者は、希望大学の募集要項に基づき、期日までに出願手続きを行ってください。

詳細は各大学のホームページや問合せにより確認してください。

(2) 試験日、試験会場及び合格発表

希望大学の指定による。

(3) 入学手続き

合格者は、希望する大学の規定等に基づき入学手続きを行ってください。

10. 修学資金の貸与

大学選抜入試合格者に対しては、貸与手続き終了後、平成31年3月までに大学入学手続き時に納入する入学金・前期分の費用（上限175万円）が、また、大学入学後6年間、月額18万円が貸与されます。

この獣医師職員養成修学資金の制度は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、大学選抜入試の合格者は、当該事業主体である「家畜衛生対策推進協議会（事務局：中央畜産会）」と契約した上で、修学資金が貸与されることとなります。

手続き等詳細については、大学選抜入試の合格発表後、合格者に連絡します。

11. 問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 農林水産部畜産課 家畜衛生グループリーダー 石川

電話 0852-22-5137 FAX 0852-22-6043

メール ishikawa-hajime@pref.shimane.lg.jp